

令和3年（2021年）2月1日
協働契約のあり方検討部会 資料①

宝塚市協働のまちづくり促進委員会 協働契約のあり方検討部会（第2回・第4期第2回）書面会議の開催結果について

協働契約のあり方検討部会を下記のとおり書面開催しました。

記

1 開催期間

令和2年（2020年）12月4日（金）から14日（月）

2 委員

久会長、足立委員、飯室委員、平原委員、加藤委員、喜多委員、松川委員、沖野委員、井山委員、田中委員、中山委員、檜垣委員 以上12名

3 会議の概要

今後部会において検討を進める内容についてのご意見を、前回（令和2年（2020年）9月28日）の部会において確認された3つのポイント（①市側の姿勢・体制、②受け手側の姿勢・体制、③双方の関係性の問題）に基づき、委員の皆さまから書面で提出いただきました。

4 ご意見一覧

資料②「ご意見一覧」のとおり

5 次回開催予定の部会の内容について

今回いただいたご意見を基に、今後部会において検討を進めていく具体的な内容について、意見交換を行います。

以上

宝塚市協働のまちづくり促進委員会 協働契約のあり方検討部会（第2回 第4期・第2回）ご意見一覧
議題「今後の検討内容について」

令和3年（2021年）2月1日
協働契約のあり方検討部会 資料②

No	該当する部分 ①市側の姿勢・体制 ②受け手側の姿勢・体制 ③双方の関係性の問題 その他	分類	委員の皆さまからのご意見
1	①市側の姿勢・体制	委託事業の検討・把握	市から市民活動団体への委託事業自体が少ない。市職員が、自分が担当している事業で市民活動団体へ委託できる事業がないかを考えてほしい。
2			現在市が委託事業としているものをリストアップし、それらが市として委託事業と認識しているかを調査してみてはどうか？
3		委託・補助・指定管理の説明／整理	委託と補助について、市民にもっと説明する必要があるのではないか。
4			宝塚市としては、どの形態（委託・補助・指定管理等）をとって欲しいと思っているのか。
5			まず、委託とは、補助とは、指定管理とは何かの定義づけを明確にしたい。現在の定義と状況が乖離しているのかどうかも精査する必要があるように思う。
6			受け手側が、委託と補助などその違いをわかりやすく理解できるようなものを用意する必要がある。どういった場合には、間接経費・人件費が認められるのか（予算のあるなしではなく）、ある程度の目安をはっきりさせたい。
7			指定管理は市の財政状況の影響をもろに受ける状況があり、事業者と違い余力や財力の乏しい市民団体ではリスクがある。

宝塚市協働のまちづくり促進委員会 協働契約のあり方検討部会（第2回 第4期・第2回）ご意見一覧
議題「今後の検討内容について」

令和3年（2021年）2月1日
協働契約のあり方検討部会 資料②

No	該当する部分	分類	委員の皆さまからのご意見
8	①市側の姿勢・体制	間接経費	間接経費が必要なのは市民活動団体だけではありません。今後まち協や自治会なども事務局運営のための費用や場所が検討されるでしょう。（まちづくり推進条例で支援の対象になっています）
9		間接経費	なぜ支援が必要かという論議には憲法89条の公金の扱いも理解する必要があります。
10		間接経費	現在市が委託事業としているものをリストアップし、委託料の中に間接経費が含まれているかを調査してみてはどうか？
11		協働の意識	協働のまちづくりの視点からは市として人材を育成する仕組みが必要ではないか。宝塚市民大学では十分とは言えない。
12		協働の意識	市と市民との協働は、一頃を思えば良い形で進んでいると思います。最近一つ気が付いたことは、市が県や国の事業の窓口になり市民と協働する場合についてです。県や国と市民との良い調整役になっているか、県や国の意向を単に市民に伝えるだけの存在になっていないか、様々な協働の事例に振り返り、学び取る必要があるのではないかでしょうか。
13		-	法人組織は望ましいですが、法人にも各種あり、団体によってどんな法人が適当か検討する必要があります。国レベルでも「コミュニティ法人新設を」という論議もあります。

宝塚市協働のまちづくり促進委員会 協働契約のあり方検討部会（第2回 第4期・第2回）ご意見一覧
議題「今後の検討内容について」

令和3年（2021年）2月1日
協働契約のあり方検討部会 資料②

No	該当する部分 ①市側の姿勢・体制 ②受け手側の姿勢・体制 ③双方の関係性の問題 その他	分類	委員の皆さまからのご意見
14	②受け手側の姿勢・体制	委託等を受ける要件	市の事業を委託できる団体の要件を整理する必要があると思う。前回のご意見にもあったとおり、法人格、事業遂行能力、危機管理体制など。要件が整理できれば、市民活動団体は改善すべき点がわかりやすくなる。 また、間接経費は団体毎に異なるため、市民活動団体は間接経費がどの程度かを説明できることも必要かと思う。
15			事業を受託する、または指定管理を受ける組織として必要条件を定め、チェックリストを作成してはどうか。
16		委託等を受ける要件	宝塚市がとって欲しいと思う方法に、対応できる団体が、宝塚市内にどれくらいあるのか。
17		市民活動の考え方 (有償／無償)	まちづくり事業は無償で行うという考え方がまだまだ多い。総合計画にも位置付けられた地域のまちづくり計画に則って活動するにはしっかり管理された運営が必要
18		委託事業について	現在市が委託事業としているもので、受託側が委託事業であると思っているかを調査してみてはどうか？
19			事業者は契約の仕組みについてよく認識していると思う。委託事業をもっと増やしてはどうか。

宝塚市協働のまちづくり促進委員会 協働契約のあり方検討部会（第2回 第4期・第2回）ご意見一覧
議題「今後の検討内容について」

令和3年（2021年）2月1日
協働契約のあり方検討部会 資料②

No	該当する部分	分類	委員の皆さまからのご意見
	①市側の姿勢・体制 ②受け手側の姿勢・体制 ③双方の関係性の問題 その他		
20	③双方の関係性	協働の意識	市職員も、市から委託を受けている市民活動団体も、協働という意識はまだ低いと思う。前回のご意見にもあったように、現在の委託事業を協働の視点で見直してみてはどうか。協働は対等な立場で話し合って進めていくものだと思うが、現状は、例えば実施される事業のレベルが市の期待するレベルに達していないくとも、市職員には遠慮があり、市民側には甘えがあり、前向きな話し合いができるないケースもあるのではないか。それをお互いに認識して改善できれば、市民も市職員も協働の経験値が上がり、協働事業の成果も上がる。
21		仕組みづくり	市民や地域がすべき事業も、時代や状況の変化により市がやるべきことに変わる可能性がある。 個々の事業についてどちらがやるべきかを協議し確認しあう仕組みを作成してはどうか？
22			まちづくり計画に沿って協働のまちづくりをする場合、又は、その枠の外で活動する場合があると思うが、どちらにしても市の仕組みと住民の受ける側の仕組みが大事になる。
23	③双方の関係性	間接経費	とはいえて一律に、間接経費・人件費などを決めることは難しい。たとえその事業単体では儲からないとしても、受け手が得るものもある。市・受け手双方が互いの状況を理解する、理解できる状況になる必要がある。 またNPO法人は営利を分配しないだけで、株式会社と変わらない。健全性をみる安心材料ではない。

宝塚市協働のまちづくり促進委員会 協働契約のあり方検討部会（第2回 第4期・第2回）ご意見一覧
議題「今後の検討内容について」

令和3年（2021年）2月1日
協働契約のあり方検討部会 資料②

No	該当する部分 ①市側の姿勢・体制 ②受け手側の姿勢・体制 ③双方の関係性の問題 その他	分類	委員の皆さまからのご意見
24	その他	間接経費／他市事例	<p>委託事業に必要な間接経費とは何かを共通認識できる資料があればと思う（例えば、「～あいち協働ルールブックの推進に向けて～ 行政からNPOへの委託事業の積算に関する提言」の3ページから9ページ）。市から民間の企業への委託事業の場合、直接経費の120%の間接経費がつくケースもあると聞いている。どの程度の間接経費が実際についているのかも知りたい。</p> <p>市が実施している各事業の事業費には、市庁舎の維持管理費や管理部門の人事費などは含まれていないのではないかと思うが、市から民間企業への委託事業の場合はそのような経費を間接経費として計上している。市民活動団体も、市の事業を継続して担っていくには事務所や管理のための人事費が必要になるよう思うが、それらが計上されなければ委託事業に必要な経費を委託料で回収できず、安定した活動ができなくなってしまう。前回のご意見にもあったとおり、まち協もまちづくりの多くを担っていくためには事務所も管理のための人事費も必要になるのではないか。</p> <p>ある程度以上の規模の事業を実施している市民活動団体は事業者であるという認識を市職員が持ち、委託事業に必要な経費は、企業への委託の場合のように当たり前に計上されるようになってほしい。</p>
		他市事例	豊中市市民公益活動推進条例、同条例逐条解説なども参考になると思います。他の市の仕組みも研究しましょう。
		市民活動の考え方 (有償／無償)	まちづくり協議会や自治会など、市民はすべてボランティアで活動している。現代の税のあり方、補助金等を分かりやすく示してはどうか。

宝塚市協働のまちづくり促進委員会 協働契約のあり方検討部会（第2回 第4期・第2回）ご意見一覧
議題「今後の検討内容について」

令和3年（2021年）2月1日
協働契約のあり方検討部会 資料②

No	該当する部分	分類	委員の皆さまからのご意見
27	①市側の姿勢・体制 ②受け手側の姿勢・体制 ③双方の関係性の問題 その他	市民活動の考え方 (有償／無償)	日本では「無償」なものを指して「ボランティア」と表現する傾向がありますが、元々ボランティア活動が盛んだった欧米で暮らしたことのある人はそれは必ずしもボランティアではないと言います。他者への行き過ぎた無償行為の強要や強引な考え方の押し付け等、日本式のボランティアの解釈からくる様々な弊害が出だしてきているのではないでしょうか。そのことが協働の活動の妨げになることがあるように思います。 「有償ボランティア」を一段下に見るような風潮は、長い目で見ると協働やボランティア活動の発展の足枷になります。行政も市民もそのあたりの意識改革が必要だと思っておりますが、ではそのために何をどうすれば良いと思うか?と問われると悩んでしまいます。
28	その他	まちづくり協議会が行う事業について	まちづくり協議会が行う福祉活動等は、社協からの助成金を受け活動している。高齢者が多いため、今後の課題である。
29			自身が住む地域のまちづくり協議会が主催するまつり等の事業は、商店会からの協力金や自治会員の会費で賄われているが、自治会未加入者がいる。今後の検討課題である。